



む

さしの憲法市民フォーラムも発足から一年が経過し、来る九月十一日に第一回の総会を開催する運びとなりました。

くしくもこの日は、五年前、ニューヨークで同時多発テロが起きた日であり、また昨年、いわゆる「郵政選挙」によって、与党が衆議院の3分の2以上の議席を占めるに至った日でもあります。

近年、私たちをとりまく社会情勢が息苦しさを増していく中で、いわば里程標のような役割を果たしてきた日と言えますが、今年はその9・11を、市民が果たすべき力を取り戻し、危険な流れに対抗していく、再出発の日にてできればと考えています。

次

からのページには、総会における話し合いの土台として、事務局でまとめた議案を掲載しました。この一年間の私たちの取り組みを振り返るとともに、今後の活動のあり方に

ついでに具体的な提案を行ったものです。

どうぞお目通しいただき、当日の活発な議論に繋げて頂ければと思います。

ま

た当日は、憲法改正の問題と並んで、この国のあり方を根本的に変える危険な可能性を持った教育基本法「改正」法案の

問題について、松山大学助教授の大内裕和氏に講演していただく予定です。あわせて、皆様のご出席をお待ちしています。

むさしの憲法市民フォーラム 第一回総会

9/11月 19:00～
西久保コミュニティセンター

連絡先 西村 (0422-46-7614)



基調講演

教育基本法「改正」を問う ～愛国心・格差社会・憲法～

講師 大内裕和 氏

1967年神奈川県生まれ。教育社会学。
現在松山大学人文学部助教授。
著書に『教育基本法改正論批判』（現代書館）
『教育基本法「改正」を問う—愛国心・格差社会・憲法—』
（高橋哲哉・大内裕和共著、現代書館）など。



発足以来の活動

昨 年五月七日の第9回むさしの憲法市民フォーラムの大成を受けて、同七月三十一日に「むさしの憲法市民フォーラム」が発足しました。これにより、長年にわたり市民が共同で毎年1回の憲法記念行事を続けてきた「むさしの憲法市民フォーラム」を、一段と厳しくなった憲法改正への動きに対抗して、武蔵野市で憲法9条の改正に反対する人を過半数にしていくことを目標とする恒常的な運動組織とすることになりました。

そ れから一年、憲法改正の外堀を埋めるとされた「国民投票法案」の

危険な内容を広く市民に知らせることを中心に、最大限頑張ってきました。与党の急ピッチな策定作業にもかかわらず、その危険性が十分明らかになっていなかった国民投票法案について、昨年暮れに緊急学習会を持ち、年明け早々にチラシの全戸配布と駅頭宣伝を行い、三月には野党3党の代表に出席いただいてシンポジウムを成功させました。この国民投票法案は、全国での私たちと同じような地道な市民の頑張りにより、六月までの通常国会で審議入りこそされたものの、継続審議となり成立を許しませんでした。また、この通常国会に提出された教育基本法改正案について、五月七日に雨の中の野外行動でその問題を訴え、さらに国

議員に対する緊急ファックス要請行動を行いました。このような情勢に噛み合った迅速で的確な行動を可能にしてきたのは、忙しい中毎月事務局会議を確実に開いて活動方針を決めてきたこと、担当者の大変な奮闘でニュースを7号まで発行してきたこと、フォーラムの何らかの活動に参加頂いた市内外600名の方々の熱いご支援によるものであることは間違いありません。

こ のような情勢に噛み合った迅速で的確な行動を可能にしてきたのは、忙しい中毎月事務局会議を確実に開いて活動方針を決めてきたこと、担当者の大変な奮闘でニュースを7号まで発行してきたこと、フォーラムの何らかの活動に参加頂いた市内外600名の方々の熱いご支援によるものであることは間違いありません。

し かし、もともとの「憲法9条改正反対に武蔵野市民過半数を！」という目標に照らすと、このような活動方法で十分だと言えるかどうかは、さらに議論しなければなりません。

今年度の活動方針

情 勢の変化を迅速に伝え、的確な活動を提起すること、これまではつきりした意見を示してこなかった大勢の市民に広く訴え、憲法9条改正に反対してもらえよう働きかけることは決して矛盾する課題ではないでしょうが、両方を追求することがなかなか難しいことも間違いありません。今回、自民党総裁選後に行われる秋の臨時国会の会期は、十月から二ヶ月弱と考えられ、常識的には継続審議になっている国民投票法案や教育基本法改正案が成立することは困難と思われ、ポイントが民主党が審議促進に協力するか否かです。そうだとすれば、両法案の本格的な審議は、暮れに招集される通常国会で来年度予算のめどがついた来年三月以降ということになります。

主な活動経過

二〇〇五年

第9回むさしの憲法市民フォーラム
「今、なぜ憲法改正？」
講演 高橋哲哉東大教授
▼参加480名
▼武蔵野公会堂

総括集会

発足の集い

講師 高田健さん
▼参加70名
▼武蔵野芸能劇場

解散・総選挙にあたり、18区立候補者3名
(菅直人氏、土屋正忠氏、宮本とある氏)
にアンケート実施

国民投票法案学習会

「誰が憲法を決めるの？」
講師 飯島滋明
工学院大講師
▼参加80名
▼武蔵野公会堂

二〇〇六年

菅代議士への要請行動
チラシ「戦争への道を許しますか」
全戸配布&駅頭宣伝

「憲憲運動って何だ」
を見る会
▼参加12名
▼武蔵野市民会館

「今、なぜ憲法改正か？」
part2
許すな国民投票法案」
講演 渡辺治一橋大教授
シンポジウム
菅直人氏(民主党)
吉川春子氏(共産党)
藤田高景氏(社民党)
▼参加320名
▼武蔵野公会堂

第10回むさしの憲法市民フォーラム
「音楽とスピーチとヒースウオーク」
▼参加50名
▼井の頭公園

教育基本法改正反対
ファックス要請行動

むさしの憲法市民フォーラム 第一回総会議案



こ の約半年ほどの「なぎ」の期間に、是非憲法改正に反対する市民の裾野を大きく広げる活動を進めてみたいと思っています。具体的には、教育基本法改正への動きが、「今の子どもたちがなぜこんな風になってしまったのか」「学校は何をしているんだ」「公立の学校には不安で子どもを任せておけない」と言ったような、現在の教育に対する国民の不満・批判をてこにして進められている現状を考え、これへの反対運動を単なるイデオロギー批判の運動に止めるのではなく(つまり、意識的な憲法改正反対派の結集に止まるのではなく)、武蔵野市における教育の現状や問題点を市民とともに考えながら、その解決の方向性を

探り、教育基本法を「改正」することがその解決につながるどころか、教育における困難を一層深めるにすぎないことを明らかにする運動に挑戦してみたいと思います。

と つかかりのテーマとしては、「武蔵野市の学校で今何が起きているか、子どもたちはどんな風に育っているか」ということになるでしょうか。最終的には年明け(春先、市議選を考えると夏前でもいいか)にも武蔵野市の教育をめぐる多くの分野・立場の市民が一堂に会して議論し、その中で教育基本法についても議論し合う集会を持ちたいと思います。さまざまな分野で市民運動が取り組まれている武蔵野市で

すが、ここ十数年、学校教育の分野では中学校給食以外の運動が見えず、実際に学校教育に関わっている市民間はほとんどネットワークされていないというのが実情です。このために、直ちに教育基本法改正問題につながらなくてもいいから、さまざまな人々と意見交換を進めていき、その人脈づくりと調査活動の蓄積の上で、いくつかの小懇談会も持ち、上記集会につなげていければと思っています。

幸

い、邑上市長の下で長期計画調整計画づくりの市民会議の活動が始まり、多くの市民が「子ども・教育」の分野の委員として応募したと聞いていますし、中学校給食検討委員会も発足しました。また、

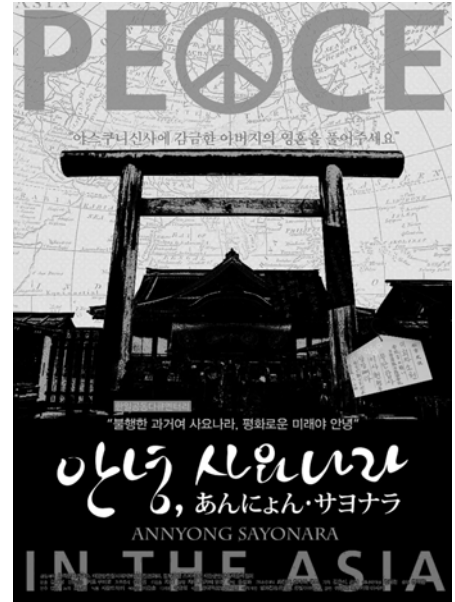
な

お、言うまでもありませんが、前記の予想に反し、国民投票法案や教育基本法改正案が、今年の秋の臨時国会で本格審議されるような事態になれば、直ちに成立阻止に向けた宣伝・要請行動を行います。

総

会での議論を受けて、九月十六日(土)午後七時から、本町コミセンで、事務局会議を開き、活動方針の具体化を行いますので、是非、これまで事務局会議に出ておられなかったみなさんにもご参加下さいますようお願いいたします。

1月14日 1月29日 3月17日 5月7日 5月24日



『あんにょん・サヨナラ』
(短縮版)を観て考える

靖国問題

～憲法問題と1人ひとりの靖国～

- 日時** 10月7日(土) 午後2時～5時
- 場所** むさしのヒューマン
ネットワークセンター
(JR武蔵境駅北口3分)
- 内容** ① 映画『あんにょん・サヨナラ』
(短縮版)
② 企画者からの問題提起
③ フリートーク
- 会費** 100円

靖

国神社をめぐる憲法問題の1つは、政教分離を規定した憲法20条及び公務員等の憲法尊重義務を規定した憲法99条に違反していることである。

先頃報道されたように旧厚生省は戦死者の靖国合祀を積極的にすすめた。小泉首相をはじめ、国会議員や都知事が靖国神社に公式参拝している。これらの行為が憲法違反であるという点で、憲法フォーラムに集う人の中には異論はないように思う。

映画

「あんにょん・サヨナラ」の中で、父の靖国合祀の取り下げを求めて裁判をたたかっているイ・ヒジャさんは、上記

の点ではなく、植民地支配の中で父が徴用・戦死させられ、その事実も伝えられぬままに靖国に父の名が祀られていることへの怒りを訴えのベースにしている。それは植民地支配に対する歴史認識、「戦後処理」の問題であると同時に、遺族(個人)の思いを、靖国神社(宗教法人)が拒否しているという問題でもあり、憲法13条の「個人の尊重」に違反する。

憲法の「個人の尊重」規定は重要であり、宗教法人としての靖国神社の主張よりも、個人の思いが優先されるべきだと考える。しかし、例えば「戦死

者を靖国に祀り、その人たちのために祈りたい」という個人の思いもある。そして個人の思いとは、(遺族の)感情に根ざしたものであり、国家や民族の絆に連なるものであり、その点で似通った点がある。その時に、優先されるべき個人の思いとは何なのか。また、戦争を体験していない者の靖国に対する思いとはどのようなものであり、それは事実や他者の思いを知ること、どのように変化するのか、しないのか。そういうことを、考え、語り合う場にしたい。



栗原 毅

編集後記

▶先のニュース第7号で、年間購読料として二千元のお支払いをお願いする文章がありました。正しくは千円の誤りでした。訂正させていただきます。
▶山田加代子さんによる「私と憲法」の続きは、次号以降に掲載予定です。

むさしの憲法市民フォーラム

2006年9月1日 通信第8号
発行
むさしの憲法市民フォーラム事務局
連絡先: 西村 0422-46-7614

